

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画事業の種類及び名称

世羅甲山都市計画公園事業

九・六・一号せら県民公園

二 施行者の名称

広島県（尾三地域事務所建設局）

三 事務所の所在地

三原市円一町二丁目四番一号

四 事業地の所在

収用の部分

広島県世羅郡世羅町大字黒渕字権現山，字東山及び曾根田地内

使用の部分

なし